

平成27年度下請状況実地調査について（案）

1 調査目的

県発注工事における元請・下請関係の適正化を徹底するため、「福島県元請・下請関係適正化指導要綱（以下「要綱」という。）」の遵守状況、元請・下請関係の実態把握のため実地調査を行い、必要な指導を行う。

平成26年度までの調査結果を踏まえ、下請代金の支払状況、消費税増税の取扱い状況、下請変更契約の締結状況、賃金支払状況及び保険加入状況等に加え、平成27年4月以降の公共工事における施工体制台帳等の作成状況を確認・調査する。

2 調査方法

(1) 調査時期

平成27年10月～12月

(2) 調査対象

平成25年4月～平成27年3月までに発注した工事のうち、以下に該当した工事について、元請会社と下請会社を併せて20者程度とする。

- ・ 低入札価格調査基準価格を下回る額で落札された工事
- ・ 落札率90%以下で契約された工事

(3) 調査内容

ア 主な調査項目

- (ア) 下請契約の締結及び変更契約締結の状況
- (イ) 消費税増税の取扱い状況
- (ウ) 下請代金の支払状況
- (エ) 賃金支払状況
- (オ) 社会保険加入状況（労務単価改正に伴う対応等の聴き取り）
- (カ) 福島県元請・下請関係適正化指導要綱順守状況の聴き取り
- (キ) 平成27年4月以降の施工体制台帳等の作成状況
- (ク) その他（下請への履行確認結果報告、下請負報告書と下請金額）

イ 調査方法

調査対象会社を訪問し、関係書類の確認・照合及び関係者（役員、現場代理人、経理担当者など）からの聞き取りを行う。

3 結果の取扱い

- (1) 建設業法に違反する事実が確認された場合、建設産業室と連携し、違反した者及びその者を指導する立場にある者に対して指導を行う。
- (2) 調査対象者が、県の指導に対して適切な対応を行わない場合には、入札参加資格制限、工事成績評定の減点などを行う。
- (3) 調査の結果は、全ての調査対象者に送付するとともに、県のホームページに掲載し、調査対象会社以外にも注意喚起を図ることとする。
- (4) 入札制度等監視委員会へ結果を報告して意見を受け、入札制度や元請・下請関係適正強化の方策の検討に反映する。

なお、調査対象者が特定される情報は非公表とする。